关于特许权使用费申报纳税手续 有关问题的公告 海关总署公告2019年第58号

为做好特许权使用费申报纳税工作,现就特许权使用费申报纳税手续有关事项公告如下:

一、本公告所称特许权使用费是指《中华人民共和国海关审定进出口货物完税价格办法》(海关总署令第213号公布,以下简称《审价办法》)第五十一条所规定的特许权使用费;应税特许权使用费是指按照《审价办法》第十一条、第十三条和第十四条规定,应计入完税价格的特许权使用费。

二、纳税义务人在填制报关单时,应当在"支付特许权使用费确认"栏目填报确认 是否存在应税特许权使用费。出口货物、加工贸易及保税监管货物(内销保税货物除外)免予填报。

对于存在需向卖方或者有关方直接或者 间接支付与进口货物有关的应税特许权使用 费的,无论是否已包含在进口货物实付、应 付价格中,都应在"支付特许权使用费确认" 栏目填报"是"。

对于不存在向卖方或者有关方直接或者 间接支付与进口货物有关的应税特许权使用 费的,在"支付特许权使用费确认"栏目填 报"否"。

三、纳税义务人在货物申报进口时已支 付应税特许权使用费的,已支付的金额应填 报在报关单"杂费"栏目,无需填报在"总 价"栏目。海关按照接受货物申报进口之日 适用的税率、计征汇率,对特许权使用费征 收税款。

四、纳税义务人在货物申报进口时未支 付应税特许权使用费的,应在每次支付后的 30日内向海关办理申报纳税手续,并填写《应 税特许权使用费申报表》(见附件)。报关 单"监管方式"栏目填报"特许权使用费后

ロイヤルティ申告・納税手続 関連問題に関する公告 税関総署公告 2019 年第 58 号

ロイヤルティ申告・納税業務を適切に行う ため、ここにロイヤルティ申告・納税手続の 関連事項について以下の通り公告する:

一、本公告でいうロイヤルティとは、《中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法》(税関総署令第 213 号にて公布、以下《価格査定弁法》)第五十一条で規定するロイヤルティを指す;課税ロイヤルティとは、《価格査定弁法》第十一条・第十三条および第十四条の規定に基づき課税価格に計上しなければならないロイヤルティを指す。

二、納税義務者は、通関申告書を作成する際、「ロイヤルティ支払の確認」欄において課税ロイヤルティが存在するか否かを記入・確認しなければならない。輸出貨物・加工貿易および保税監督管理貨物(国内販売の保税貨物は除く)は、記入を免除する。

売手あるいは関係者に直接あるいは間接 的に支払う必要がある輸入貨物に関わる課 税ロイヤルティが存在する場合、すでに輸 入貨物の実際支払・未払価格内に含めてい るか否かに関わらず、いずれも「ロイヤル ティ支払の確認」欄に「是」と記入しなけ ればならない。

売手あるいは関係者に直接あるいは間接 的に支払う輸入貨物に関わる課税ロイヤル ティが存在しない場合、「ロイヤルティ支払 の確認」欄に「否」と記入する。

三、納税義務者が貨物の輸入申告の際に 課税ロイヤルティをすでに支払っている場合、支払済の金額を通関申告書の「雑費」 欄に記入しなければならず、「総額」欄は記 入する必要ない。税関は、貨物の輸入申告 の受領日に適用する税率・計算/徴収レート に基づき、ロイヤルティに対して税金を徴 収する。

四、納税義務者が貨物の輸入申告の際に 課税ロイヤルティを支払っていない場合、 各支払後の30日以内に税関に申告・納税手 続を行い、併せて《課税ロイヤルティ申告 表》(付属文書参照)に記入しなければな 续征税"(代码9500), "商品名称"栏目填报原进口货物名称, "商品编码"栏目填报原进口货物编码, "法定数量"栏目填报"0.1", "总价"栏目填报每次支付的应税特许权使用费金额, "毛重"和"净重"栏目填报"1"。

海关按照接受纳税义务人办理特许权使 用费申报纳税手续之日货物适用的税率、计 征汇率,对特许权使用费征收税款。

五、因纳税义务人未按照本公告第二条规定填报"支付特许权使用费确认"栏目造成少征或漏征税款的,海关可以自缴纳税款或者货物放行之日起至海关发现违反规定行为之日止,按日加收少征或者漏征税款万分之五的滞纳金。

纳税义务人按照本公告第二条规定填报,但未按照本公告第四条规定期限向海关办理特许权使用费申报纳税手续造成少征或者漏征税款的,海关可以自其应办理申报纳税手续期限届满之日起至办理申报纳税手续之目或海关发现违反规定行为之日止,按日加收少征或者漏征税款万分之五的滞纳金。

对于税款滯纳金减免有关事宜,按照海 关总署2015年第27号公告和海关总署2017年 第32号公告的有关规定办理。

六、本公告自2019年5月1日起实施。海 关总署2019年第18号公告附件《中华人民共 和国海关进出口货物报关单填制规范》第四 十六条"支付特许权使用费确认"的规定同 时停止执行,按照本公告规定执行。

特此公告。

附件: 应税特许权使用费申报表.doc

海关总署 2019年3月27日 らない。通関申告書の「監督管理方式」欄には「ロイヤルティ事後徴税」(コード 9500) と記入し、「商品名称」欄には元の輸入貨物の名称を記入し、「商品番号」欄には元の輸入貨物の番号を記入し、「法定数量」欄には「0.1」と記入し、「総額」欄には各回に支払う課税ロイヤルティの金額を記入し、「総重量」および「正味重量」欄には「1」と記入する。

税関は、納税義務者がロイヤルティ申告・納税手続を行った日の貨物に適用する税率・計算/徴収レートに基づき、ロイヤルティに対して税金を徴収する。

五、納税義務者が本公告第二条の規定に 基づき「ロイヤルティ支払の確認」欄を記 入せず、税金の減額徴収あるいは徴収漏れ に至った場合、税関は税金納付あるいは貨 物通関日から税関による規定違反行為の発 見日まで、1日につき減額徴収あるいは徴収 漏れの税金の 0.05%に基づき滞納金を加算 して徴収する。

納税義務者が本公告第二条の規定に基づき記入したが、本公告四条の規定期限に税関にロイヤルティ申告・納税手続を行わず、税金の減額徴収あるいは徴収漏れに至った場合、税関はその申告・納税手続をすべき期限の到来日から申告・納税手続の実施日あるいは税関による規定違反行為の発見日まで、1日につき減額徴収あるいは徴収漏れの税金の0.05%に基づき滞納金を加算して徴収する。

税金滞納金の減免関連事項については、 税関総署 2015 年第 27 号公告および税関総 署 2017 年第 32 号公告の関連規定に基づき 取り扱う。

六、本公告は、2019年5月1日より実施する。税関総署2019年第18号公告の付属文書≪中華人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入規範≫第四十六条の「ロイヤルティ支払の確認」の規定は同時に執行を停止し、本公告の規定に基づき執行する。

特にここに公告する。

付属文書:課税ロイヤルティ申告表.doc

税関総署 2019年3月27日